

令和6年1月30日

令和6年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和6年第1回（1月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和6年1月30日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 3名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田 武司
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満
副 町 長 上田 隆	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久
教 育 長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山 信幸
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部 総括理事
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部理事
財政改革部長	相馬 進祐	都市整備部理事
しあわせ創造部長	松井 清幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長
都市整備部長	奥 和平	しあわせ創造部副理事 兼地域福祉課長
教 育 次 長 小川 正純		南 大介
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会期

令和6年1月30日（1日）

○会議録署名議員

9番 谷 崎 整 史 10番 出 口 実

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 議案第 1号	専決処分の承認について（職員等の旅費に関する条例の一部改正）
日程第 4 議案第 2号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第9次）について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、去る1月1日に発生いたしました能登半島地震により、被災された方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々へのご冥福をお祈りいたしまして、黙祷をささげたいと思います。

皆さん、ご起立お願いいたします。

黙祷。

(黙祷)

黙祷を終わります。皆さん、ご着席お願いいたします。ありがとうございました。

それでは、ただいまから、令和6年第1回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻、10時00分です。本日の出席議員は、12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

なお、携帯電話など音の出る機械をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

9番、谷崎整史君、10番、出口 実君 以上の2名の方をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1月30日の1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1月30日の1日と決定しました。

○竹原伸晃議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和6年第1回岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り心からお礼を申し上げます。

まず初めに、冒頭議長のほうからもご報告ありましたように、令和6年能登半島地震により、多くの被害が広範囲で発生しており、現在でも様々な関係者による懸命な救助・復旧活動が行われております。災害により、尊い命を失くされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、住み慣れた家や、貴重な財産を失われた方など、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、被災された皆様が一日も早く元の生活を取り戻せるよう心からお祈りいたします。

そのような中、泉州南消防組合においては、緊急消防援助隊が出動し、1月25日まで懸命に活動いただきました。

また、本町においては、この後ご審議いただく予定の議案とも関わりますが、1月28日より、能登半島地震の被災地支援のために職員1名を派遣しております。本町としましては、被災地の復興に向け、できる限りの支援を行ってまいりますので、皆様におかれましても、ご理解のほど何とぞよろしくお願いいたします。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、職員等の旅費に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認についてが1件、令和5年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてが1件、以上、議案2件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 町長の挨拶が終わりました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第1号、専決処分の承認について（職員等の旅費に関する条例の一部改正）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 それでは、日程第3、議案第1号、専決処分の承認について（職員等の旅費に関する条例の一部改正）につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

専決処分理由としましては、今回の能登半島地震のように大規模災害への派遣要請を受け、本町から他の都道府県へ派遣され、厳しい環境下での困難業務に従事する職員に対し、特例的に日当支給できるよう、職員等の旅費に関する条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。

改正内容につきましては、職員等の旅費に関する条例の附則において、当分の間、日当は支給しないと規定しておりましたが、派遣職員への支援として、災害派遣時に限り日当支給を限定的に復活させるものです。

それでは、専決処分書の次のページ及び裏面の新旧対照表をご覧ください。

職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。附則第5項に目出しとして、日当に関する特例を付し、同項に次のただし書きを加える。

ただし、本町から他の都道府県へ派遣され、被災地で避難所運営、支援物資荷さばき、危険家屋判定、その他の災害支援業務に従事する職員に対する日当については、この限りではない。

以上が、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 1月28日から、既に岬町の職員の方1名が派遣されているということでありました。この方は何日間、いつまで現地で被災された皆さんのための活動を行われるのかということをお聞きしたいというのが一点目です。

それから、被災地で活動するときの派遣に当たって職員に日当を支給するという事は、妥当だというふうに考えますが、今回派遣される職員の方の等級ですね。1級・2級・3級というふうに条例上では分類をされておまして、金額が定められておりますが、今回の方は何級に相当する方が派遣されているのかということをお聞きしたいというのが2点目です。

それから、支給される日当のみ今回復活するという事なのですが、宿泊料とか、食卓料、これは食事のことだと思うのですけれどね。それについては、今回は復活しないということなのかと思ひ議案を見させていただいているのですが、そうすると現地でどこに宿泊されるのかとか、どこで食事をとられるのか分かりませんが、そういったことの手当は必要がないのか。そ

の辺りについてもお聞きしたいと思います。

それから最後ですが、実際にはいくら増額が必要なのか。また、これは一般財源、一般会計からの支出と考えていいのか、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず1点目の質問で、何日間派遣を行うのかということなんですけども、1月28日の日曜日から2月の4日の日曜日まで8日間の期間でございます。

それから等級ですけれども、派遣職員の等級に関しましては3級の等級になります。金額としては、条例上1日当たり2,200円になりますので、それが8日間っていう形になります。予算に関しましては、額的には少額でございますので、旅費の予算の中で支出したいと今のところ考えております。

それから、あとほかの手当に関するのですが、食事等に関しましては一応食費と宿泊料に関しましては、大阪府のほうで宿泊地としてベースキャンプを一般の民泊するホテルなんですけども、そこを予約しております。それから食事に関しましては、お米とかカップ麺とか、その辺りの食事を用意しておられるので、食費に関しても支給はございません。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 よく分かりました。ありがとうございます。

既に現地でご活躍いただいていることと思いますが、無事に役割を終えてお帰りいただきたいと思っております。

それで、今回日当のみということで、今の説明を聞いて、食事についてお米とかカップ麺とかが用意されているからということで、何というのかな、被災された方も食事も十分に届いていないというような報道もまだあったりするものですから、現地での食事も、それは救援に行く側もまともな食事なんて望めないということはよく分かる、よく分かりました。先ほどの説明をお聞きしてね。

それで、今回日当を復活するということなのですが、今回については大阪府で宿泊施設だとか、食事についても用意されるということで、岬町からの支出は必要ないということだというふうに理解しますが、今後何か同じようなことが発生したときに、必要ならば宿泊料だとか食卓料についても、復活することも今後は必要に応じてご検討いただきたいと思います。質問は以上です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 先ほどいろいろと詳細をお聞きいたしました。今回第一弾、一陣として一人職員を派遣いただくということでご苦労いただくわけですが、続いて第二弾というか、そういう予定はどうなっているのか教えてください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 奥野議員のご質問にお答えします。

長期的な支援であるとか、職員派遣は今後も必要だと思っております。ただ、本町の職員数にも限りがございます。住民サービスを維持しなければなりませんから、継続して一定数の職員を送り続けるっていうことは、大きな市町に比べるとかなり厳しいと考えております。今回の派遣の第1回目の意向調査は1月19日の金曜日から2月の13日の火曜日の出発までで、その中で今回危機管理担当の若手職員2名が手を挙げてくれて、それで危機管理担当のほうで、その他の業務も考慮して1名の派遣としたと聞いております。

それで、自主的に手を挙げてくれた若手職員ですが、危機管理担当専従職員としての職責もあったと思います。恐らく次の意向調査が来た場合、もう一人の危機管理担当職員をエントリーさせるかもしれないということ聞いております。さらにその次もってということで、継続して派遣要請が来た場合、その次は強制的に何人とか決めて募集、派遣はできませんので、広く全課に公募して所属長が許可をすれば派遣をするっていうことになるのかなと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号、専決処分承認について(職員の旅費に関する条例の一部改正)を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第2号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第9次)についてを

議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第4、議案第2号、「令和5年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和5年12月22日に閣議決定されました令和5年度予備費を活用した低所得者支援に係る給付金及びふるさと納税の増加に対応した経費を計上するものでございます。

まず、低所得者に対する支援につきましては、食料品等を中心とした物価高騰による負担増を踏まえ、これまでの取組といたしましては、特に家計への負担感がより大きい住民税非課税世帯を対象に、昨年6月に上程した「一般会計補正予算（第2次）」において、1世帯当たり3万円の給付を、同じく12月に上程した「一般会計補正予算（第8次）」において、1世帯当たり7万円の給付を、合計10万円の給付を行うこととしたところでございます。

今回の補正予算につきましては、政府が物価高対策として昨年11月に閣議決定した総合経済対策に盛り込んだ減税措置の恩恵を十分に受けられず、住民税非課税世帯向けの給付金の対象にも該当しない所得層に対する支援策に係る経費について計上するものでございます。

具体的には、住民税非課税世帯に該当せず、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯への支援を、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する給付への加算といたしまして、当該世帯において扶養されている児童数に応じた支援をそれぞれ行うものでございます。

次に、ふるさと納税につきましては、昨年12月に「一般会計補正予算（第8次）」を上程したところでございますが、この後さらに寄附額が増加したことにより、必要な予算を計上するものでございます。

それでは、補正予算の概要につきましてご説明いたします。議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照願います。

予算書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,759万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,645万5,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては、7ページ、

8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、8,204万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、いずれも国の予備費を財源とした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、R5住民税均等割のみ課税世帯6,389万2,000円を、低所得者の子育て世帯への加算1,815万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金といたしまして、ふるさと納税の増加見込みに伴い、岬ゆめ・みらい寄附金1億円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、ふるさと納税をしていただいた方への謝礼品等の必要な経費に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金4,555万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお詳細につきましては、9ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費といたしまして、4,555万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税をいただいた方への謝礼品として岬ゆめ・みらい寄附謝礼3,000万円を、謝礼品の発注業務に必要な事務費といたしまして、ふるさと納税返礼品発注等業務委託料1,319万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、8,204万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、物価高騰の影響に対する負担感が大きい令和5年度における個人住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する物価高騰重点支援給付金（R5住民税均等割のみ課税世帯）6,000万円を、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する物価高騰重点支援給付金（低所得者の子育て世帯への加算）1,500万円に加え、給付に必要なシステム改修委託料等の事務費を計上するものでございます。

諸支出金といたしまして、ふるさと納税でいただいた岬ゆめ・みらい寄附金1億円を岬ゆめ・みらい基金へ積立てをするものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 一点質問させていただきます。補足資料2ページ、物価高騰重点支援給付金、R

5住民課税均等割のみ課税世帯の6,000万円でございますが、600件掛ける10万円という形で記載されております。この600件の根拠を教えてくださいのと、もう一点、同じく補足資料3ページの物価高騰重点支援給付金、低所得者の子育て世帯への加算300人掛ける5万円、これのこの300人という根拠も、この600件と、この300人という根拠をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、2ページの住民税均等割のみ課税世帯の対象600人の根拠でございますが、令和5年度の住民税の賦課期日、令和5年1月1日時点の賦課状況を参考に積算しております。具体的には、おおよそ550件程度と聞いておりますが、今回の基準日までに転入された方の分を含めて、600件とさせていただいたところでございます。

併せて子ども加算分の300人につきましても、同じ賦課期日を基に積算して、転入分も含めた形で300人程度と積算したところでございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 同じところですが、今回は均等割のみ課税世帯とあるのですが、去年12月議会でも低所得者支援としてございました。そのときの対象が住民税非課税世帯とあったんですね。その住民税非課税世帯と今回のこの均等割のみ課税世帯ってちょっと分かりにくいのですが、これは対象の住民にはプッシュ型通知であるのですけれど、対象の住民には役場から通知が行くということでもいいんですかね。その通知がいつ頃行くのか、その手続に伴って給付がいつぐらいになるのか、大体の予定をお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今回の均等割のみ課税世帯につきましては、今回初めての支援ということで、住民税非課税世帯のようなプッシュ型では振込先等の情報が把握していないですので、プッシュ型ではなくて、確認書を送付させていただいた上で、振込先等を記載した申請書等を受け付けた上で支給することになります。

また、支給の時期につきましては、システム改修が必要で、そのシステム改修がいつ頃改修ができるかがまだ未定で、今のところ、いつから確認書の送付ができ、申請を受け付けて、振込みできるかといった具体的な日程についてはお示しすることができない状況でございます。

また、対象となる方全てに確認書の送付ができるようにさせてもらうのと併せて、周知もこれまでと同様、受けるべき方が受けられないというようなことがないように、ホームページと、公式LINE等でも周知を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 その住民税というのは、その仕組みと申しますか、均等割と、それから所得割というのがあるということなんですよ。今までも住民税非課税世帯に対する支援というのは、均等割のみ課税世帯にはなかなか届いていなかったんですよ。

私も今まで、物価高騰対策とか、低所得世帯支援について、たびたび町長に緊急提案としていろいろな提言させていただきました。そのときに、この均等割のみ課税世帯、ここにも何かこの支援の手だてはないものかというふうに何度も提案したことがございます。しかし、その町のそのシステム上の問題で、均等割のみ課税世帯を抽出するシステムがないということでした。なのでできないということだったのですけれども、今回この均等割のみ課税世帯について支援の手が及ぶと、給付できるということは、今回このシステム改修によって、それから後も、岬町独自として、そのシステムを利用して、均等割のみ課税世帯にも今後もそういう支援をすることができるのかについてお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今議員おっしゃられましたように、これまでも均等割のみ課税世帯に対しての支援を町独自という提案をいただきまして、担当者レベルで検討をしましたが、ハードルとなるところはシステム改修ができないということで断念したところもあります。今回均等割のみ課税世帯の支援が全国的に実施されるということで、システム会社がシステムを構築することで、今回できるようになるわけですが、今後そのシステムが町独自でも使えるかどうかにつきましては、システム会社に申し入れしたいと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうからも、まずは今回の物価高騰対策重点支援事業、こちらについての質問をまずさせていただきます。

こちらは、先ほどほかの議員の方からも話がありましたとおり、今までは住民税非課税世帯というところで、均等割とあと所得割の両方が非課税だった世帯の支援があったところが、それが今回所得割のみ非課税の世帯、今までそういった恩恵を受けなかった方への支援というところを

していただけると、これは非常にいい取組だと考えています。

その中で、この低所得者の子育て世帯への加算、こちらの支援についてなんですけれども、先ほど松井部長のご説明で給付時期というところに関しては、やはりシステムの改修等々の時期とか、国の決定通知の時期とか、その辺がまだ不明確なところから、具体的な時期というところは、まだ回答が難しいというお話でしたけれども、これからやはり子育て世帯にとっては入学とか進学とかでとてもお金がかかる時期なので、この入学進学までに間に合うかと、それぐらいの見通しというところは何かあるのかという部分と、あとはこの低所得者の子育て世帯の加算の今回支援事業は、これは12月議会の補正予算で可決された就学援助及び支援教育対象の児童生徒1人当たり5万円給付。こちらと恐らく対象としてかぶってくる世帯もあるのかと思うのですが、これは、こちらで支給された方も対象として両方とも給付をしていただけるのかというところをお聞きしたいというのが1点。

それとあとは、ふるさと納税についてもお聞きをしたいのですが、今回12月の補正予算で計上されたところから、さらに駆け込みで寄附があったというところで、一応岬町としては喜ばしいところかと思うのですが、そんな中で12月議会のところでも、この寄附の大半がミラブルのシャワーヘッド、9割以上ミラブルのシャワーヘッドというところの回答をお聞きしたのでありますが、こちらはやはり消耗品ではないというところで、今後毎年継続的にこれぐらいの寄附が見込まれるのかというところが、なかなかやはり不透明かなというところで、担当課から以前、ミラブルのカートリッジ、消耗品も返礼品として追加をしたというところの話をお聞きしたことがあります。

そうなったときに、今回のこのふるさと納税の寄附について、ミラブルのシャワーヘッド自体の寄附額と件数がどれぐらいかというところと、消耗品のカートリッジの寄附額と件数がどれぐらいかというところ、またミラブル以外の返礼品等々もいろいろ追加されていると認識しているのですが、令和5年度の現時点で新たに追加された返礼品というのはどんなものがあるのか。そして、今後さらに追加予定の返礼品が何かあるのかというところを現時点で回答いただければと構いませんので、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する子育ての給付加算につきましては、先ほどもいつ頃の支給か未定でありますので、どの時期に振込みをさせていただくかは、今のところお答えしづらいところでございます。ただ言われましたように、入学時期を迎えるというところで

年度内に支給できればなどというのは、担当としては考えておりますが、やはりシステム改修によらざるを得ないという部分でいきますと、なかなか思ったとおりにはいかない状況もあるというのを今感じているところでございます。

あともう一つ、教育委員会の就学支援の有無にかかわらず、今回当該世帯において扶養されている児童の方に対して支給させていただくことになってますので、重なる方もおられると認識しております。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目がシャワーヘッドの寄附額になります。令和5年4月から12月末までのデータを把握しているところです。シャワーヘッドにつきましては、1,075件で1億7,737万5,000円となります。次に、カートリッジにつきましては、312件、1,341万6,000円となります。

それと新たに追加された返礼品につきましては、4月1日時点で20事業者、返礼品の数は114件となっておりまして、総務省への申請が10月に申請するという事で、新たに4件、1事業者4件追加しまして、21事業者118件の返礼品になったところでございます。

それと現在併せて10月以降、新たに総務省に申請する必要がございまして、こちらにつきましては9事業者、返礼品の数にしまして42件申請中でございます。それとまた現在検討いただいている事業者が4事業者となっておりまして、今後も返礼品の充実に向けて取組を進め、上田副町長を先頭に、企画地方創生担当及びさとふるの営業とともに事業者への訪問依頼して、返礼品の拡充に努めたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 先ほどの松井部長の回答で、やはり明確な時期というのは今回回答は難しいということですが、できる限りやはり入学前までに、その保護者の方の手元に届くように支給いただければという、これは要望という形をお願いをしたいと思います。

あと、先ほどのさとふる納税についても、総務省の調査で令和3年度が大体岬町は1,000万を切っていて、順位で1,600位とか、令和4年度がこれが1億を超えて、大体1,000番台ぐらい。今回2億5,000万と、かなり順調に寄附額を増やしているの、これは本当に担当課の努力の賜物だと思っておりますので、こちらについては引き続きご尽力いただければと考えています。これも要望という形で、以上です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私からは、先ほど坂原議員のご質問の関連で少しお聞きしたいと思うのですが、民生費のこの支援事業、支援金事業のことについてなのですが、過去から支援金事業を実施されるたびに、システム改修事業者にシステム改修を委託されているという状況でありますが、何度か私からも相当な額、決して少額とは言えない額がそのたびに支給されてきたというふうな経緯がございます。

そんな中で、今回この改修、システム改修をされて、この対象の方々に行き渡るようにシステム改修はされるわけですが、この事業だけではなくて過去にもそのシステム改修をされてきた経緯があるわけですね。その改修されてきた、要は、なぜ改修されるのかという、要は対象者の抽出に係る改修になるのかなと考えているわけですが、要はその今後も、この支援金というのは引き続き実施されていくであろうと私は考えている中で、その過去に抽出されてきた改修に当たるものも、こちらで、要はシステム改修せずに、こちらで抽出作業ができるようになるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

これまでも支援事業を行うシステムの改修によって事業を行ってまいりましたが、その都度対象の抽出の基準日で、対象となる方の異動などを含めて、状況が変わってきますので、その都度改修が必要であり、過去のシステムをそのまま引き続き使えるものではないと認識をしております。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 それで致し方ないということであれば仕方ないのですけれども、やはり私も何度も言いますが、この改修費用というのが国の事業ですからねっていうと、また語弊がある。結局我々の税金にかかってくるわけですから、できるだけ安く収めていきたいというのもあると思うんですよね。今後事業者にお話をして、できる限りそういうふうな対応をしてもらえるかどうかというのは、先ほどこの件に関しては坂原議員にご答弁されたと思うのですけれども、過去、今後もやっぱり増えて、これからもあると思うんですよね、この支援事業というのが。そういうようなシステム改修にできるかどうかというのも、今後検討いただけたらと思うんですよね。要は時期であったりとか、その対象範囲の抽出であったりとかというのが、何らかの操作でこちらでできるようなシステム改修にできないのかという問いというのは、やってもらえるのかな。それができるのかどうかというのを最後に少しお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

その都度改修を行うに当たって、必要な改修かどうかというところについては、十分営業担当とも協議をしながら、必要でない経費は削減していただくような要望を続けて、今までも契約を結んできたつもりでおります。今後、いつまで続くか分からない状況において、その都度改修を行ってきておりますので、今後継続するとなった場合の経費を抑えた形でのシステム改修ができるかどうかにつきましては、担当としてもわからないところもありますので、システム会社に可能かどうかは問合せさせていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 私からも物価高騰対応重点支援給付金事業についてお尋ねします。

まずは、均等割のみ課税世帯への10万円給付のことについてお尋ねします。振込み時期のことで、できるだけ早くと、これは担当課もそのように恐らくお考えだとは思いますが、一応国からは2月、3月で支給を完了するようという指示が来ているのではないかと思いますので、3月末には基本的には終えたいというふうにお考えかと思うんですが、そういうイメージで進めようとしているのかお聞きしたいというのが1点目です。

それから2点目で、対象がよく分からないのです。税金は難しい。今回その対象が均等割、何かこの資料の内容を見たときに、住民税均等割非課税世帯の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯と書いてあるんですよ。のみということ、その1人、単身世帯の場合は判定しやすいと思っておりますが、複数の人がその世帯におられるという場合、その複数の方全員が均等割のみ課税という状態を指すというふうに考えていいのでしょうか。そこがよく見ていたらよく分からないようになってきて、対象について説明をいただきたいというのが2点目です。

それから、3点目。今回均等割のみ課税世帯の方が対象になるということは初めてのことで、こんなのをするのであったら去年の段階で非課税の皆さんと、均等割のみ課税世帯の皆さんへというふうにしておけばいいのに、政府もねと思いついて見ましたけれどね。確認書を送って、返信をしていただく必要があるということになりますよね。その確認書にチェック入れてもらったりとかしますよね。その一つの要望としては、そのチェックを入れるか入れないか、できるだけ分かりやすい表現で、そのチェックの項目については工夫していただきたいと思っております。

それで、対象について、その確認書に書く条件で扶養の関係を恐らく書く必要が出てくるので

はなかろうかと思うのですけれども、その点について少しどんな方が、扶養関係について対象になるならないの別れ道。そこについても説明をいただきたいと思います。

それから4点目に、この10万円は収入認定されるのかどうか確認しておきたいと思います。

それから5点目に、前からあったのだけれど、人材派遣委託料というのがあるわけなんですね。これは子どもの加算のほうについても人材派遣委託料というのが書いていますけれども、これはどういう仕事をお任せするお金のことを指しているのかということについて。また、どんな会社に頼むのかと思ってお聞きしておきたいと思います。

子ども加算のほうについても、お尋ねします。

この事業についても対象が示されておりますけれども、その加算対象で自動的に分かる方はいいのですが、周知をして手を挙げていただかないといけない方というのがあると思うんですね。一つは、基準日が12月1日、去年の12月1日というふうにされると思うのですけれども、そのとき以降に生まれた子どもさんについてということと、それから別世帯だけれど扶養している児童、これも対象になるわけなんですね。こういった方々にどのように漏れなくお知らせをするのかということについてお聞きしたいと思います。

それからもう一点、振込み方の問題で、対象の世帯が重なる場合があると思うんですね。均等割のみ課税世帯の中に今回の子ども加算の対象のお子さんがおられるということがあるかと思うのですけれども、そういう場合はもう振込みは一括して振込むということになるのかお聞きします。

それから最後ですが、先ほど来、システム改修の費用について質問また要望等が出ていました。それで、私も本当にこのシステム改修費よく見る項目なんですね。いろんな事業で対象になる方の抽出がどうしても必要なので、毎回システム改修費とよく予算書の中に出てきますよね。それで、何かどうも今回政府は、毎回システム改修が必要のないようなファストパスという仕組みを検討しているようなんですね。

私はデジタル化全体を否定するものではないのですが、警戒する必要があることがあると思って、いろいろ物を言ってきましたが、自治体のシステム改修が一々やらなくてもいいようになって、それはスピードも速くなる、支給のスピードも速くなるし、良いのではないかと政府の説明の文章を見ていますが、このファストパスについて岬町でも導入していくということを考えているのかどうか。これは何というかデジタル関係の部署も今年度からできていますので、もしご存じのことがあれば、この機会にお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 それでは、答弁お願いいたします。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の支援策の支給時期につきましては、国のほうからも、この2月、3月年度内にと
いうことでお示しがございました。ただ、今回の支援につきましては、12月25日に自治体向
けの説明会があつて概要の説明がありましたが、それ以降一切音沙汰がないというような状況で
す。

こちらからもシステム会社にどういう状況になっているかについて確認をするのですが、国か
ら具体的なことが示されていない中で、改修時期が明確でないというところが返事です。ただ、
それでも町としてはいつ頃になるかというところは気になる場所ですので話を聞くところ、な
かなか年度内には難しいのではないかとということもある中で、何とかならないか、一度また検討
してほしいと投げかけをさせていただいているところでございます。

あと、次に対象者についてご質問があつたと思うのですが、対象者というのは。

○中原 晶議員 対象者のみっていうんが、みんなのみの状態じゃないと対象じゃないかとい
うことです。

○松井しあわせ創造部長 この補足説明資料の中の2ページに、均等割のみ世帯の支援について、
令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯以外というところは。

○中原 晶議員 それは分かります。

○松井しあわせ創造部長 個人住民税所得割が課されていない者のみということですので、世帯の
中で、所得割がかかっている人が一人でもおれば課税世帯になるので対象外になると認識をしてい
ます。

均等割のみの支給方法につきましては、確認書の送付に返信を求めるわけなのですが、今言わ
れましたように記入しやすいような様式にということについては、一応国のほうから確認書の様
式等が示されまして、できる限り町独自で修正して、申請書の提出がしやすいような方法があれ
ば、検討していきたいと思っております。そこでまた確認書の中には他の世帯で扶養されている
方は対象外になるということの申出も含めてチェックを入れていただくような申請書になると考
えております。

あと収入認定。

○中原 晶議員 収入として認定されるかどうか。

○松井しあわせ創造部長 すいません。今回のこの給付金が収入認定には該当しないということに
なっております。

あとそれと、今回の事務を進める中での事務体制につきましては、地域福祉課が担当課になりまして、現行の職員と併せて委託業者の人材派遣を配置しまして申請の受付、振込む際のシステムへの入力、あと問合せ等についての電話対応などを一人追加して実施しようと考えております。ただ、会計年度任用職員での対応も検討はしましたが、雇用期間が限られるということと、以前に人材派遣で対応した給付金のノウハウを持つる者に派遣してもらうことで、スムーズに対応してもらえるとということで、人材派遣で予算要求させていただいております、以前も旅行会社に人材派遣していただいている経緯もありますので、そちらでできるか予算が確保できれば、その際に検討していきたいと思っております。

あと子ども加算についてですが、加算の対象に、基準日以降のお生まれになられたお子さんについても対象となりますので、周知につきましては、気を付けていかなければいけないと思っておりますし、関係部署とも連携をしながら、出生届を出された方について、対象になるかどうかは世帯状況にもよりますので、このような制度がありますということで、該当される方は申請をお願いしたいというような、周知を図っていきたく思っております。

あと均等割のみの対象と、子育ての加算分を同時にということもございますが、システム改修を行うに当たって、同時にシステム改修ができるかというようなところが懸念されていて、均等割のみ先行して改修がされれば、2回に分けての給付になることも想定しなければいけないと認識をしております。

あとシステム改修につきましては、今ファストパスというふうな紹介がございました。ファストパスの導入につきましては、国が提供する給付支援サービスが構築されておりますが、この国が提供する給付支援サービスを導入するための条件が、今回岬町は合致しなかったということでございます。自治体独自のシステムがないところについては、積極的に国も導入してもらうような形で進められておりまして、今回は合致しなかったということでございます。

今後、国の給付支援サービスを利用することで、マイナンバーカードにより申請が簡素化されて、また振込みも簡素化されるようなシステムになっておりますので、岬町においても導入できるかどうか検討する必要がありますし、このシステムでスムーズに支給が行えるようであれば、今後支援策が設けられた場合につきましては、十分考慮して取り組んでいきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 たくさんお答えいただきまして、ありがとうございます。担当課も大変ご苦労だなど。12月25日に説明会があったのに、その後音沙汰がないしみたいな。大変ですね。

ちょっと税の担当者にお聞きしたら、これは答えていただけるのか。対象が、やはり私はよく分かりません。もう税金も難しい。もういろいろ行政のこと難しくて、皆さんよくやっておられると思うのだけれど、私と松井部長の理解は同じぐらいではないかと思うのですよ、税については。いや、私のほうが知識が低いと思うのだけれど。私さきほど対象者について聞きました。均等割のみ課税の方のみで構成される世帯というのを聞いたんですね。それで、例えばですが、二人の世帯だとして、一人は非課税、住民税非課税という人と、もう一人が均等割のみ課税という所得の状況の場合は、これは対象外になるというふうに思ってしまうのだけれど、そうなのかという。そこがよく分からない。本当に税金のことをよく分かっていなくて、少し教えてほしいのです。対象者がどうなる、対象者をどう理解したらいいのかが分からなくて。

要は私が言ったような世帯の方は、前回の3万、7万の給付は受けられていないわけですよね。世帯構成のみんなが非課税でないで駄目でしたからね。今回はどんなになるのかなど。前回漏れたけれども、均等割課税の方のみで構成される世帯と書いているから、今回の10万円の対象にまたならないのかなとかいろいろ考えてよく分からないので、お聞きしているということなんです。

それで、対象でもう少しさきほどもお聞きして、確認書の扶養関係のことを説明してほしいと思っていたのだけれど、なぜそういうことを聞くかということ、住民税均等割が課税されているものの、扶養親族等のみからなる世帯は除くということも、これは政府の資料を見ていたら書いてあるんですよ。この意味が分からないのです、私はね。その辺りについて少し説明を、何とか柔らかい平たい言葉で説明していただけるとありがたいなと思っています。お願いできますか。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にご答弁をさせていただきます。

まず対象者というところで、「補足説明資料」の2ページの下のところに書いてございまして、均等割のみ課税世帯ということで、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯といったところでございます。その中でどなたかが所得割が課税されている場合には除くというご理解をいただければと思います。

そして、あともう一点ご質問いただきました住民税の均等割が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は除くとあるけれども、それはどういったことかというようなお話かと思っております。これについては、世帯の全員が住民税の均等割が課されている他の親族の扶養を受けている場合は、今回の算定の対象外となりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 1点目のことは分かりました。ありがとうございました。

2点目ですけど、これはごめんなさいね、何か委員会付託がないからここで細かいことまで聞かせてもらっているのですけれど、これは例えばどんな例とかいうふうにして説明してくれたらうれしいのだけれど、均等割のみ課税されているご家庭があり、例えばその親御さんとか、そんな感じのイメージをすればよいのか。もう少し何というか具体例を挙げて説明していただけると、理解しやすくなるのでお願いしたいと思います。

それで、本人は均等割のみ課税、本人というか、ある世帯があり均等割のみ課税世帯だと、そういう要するに個人住民税の所得割が課せられている人が一人もいないという世帯があると。だけれど、その中に課税世帯の方から扶養されている人がいたら、これは対象外ですか。外なのですね。なるほど、そういうことが確認書に恐らく書かれるわけですね。それなので、よりよく分かりやすく表記をしていただきたいと思います。さきほど聞いた親を扶養しているとしてとか、その世帯がどうでとか、何かもう少し分かりやすい例があれば、お示しいただけるとありがたいです。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 先ほどのご質問にご答弁をさせていただきます。

もう既に議員おっしゃっていただいたとおりでございます、例えば親御さんが、今回の給付の対象になるかどうかについては、その方が例えば課税されている息子さんの扶養の対象になっているといったケースについては対象外といったご理解でよろしくお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員、2回されていますので1回だけ。谷地議員。

○谷地泰平議員 すいません。先ほど中原議員のほうからファストパスについてお話があったので、ちょっと最後に3回目の質問で、これについてお聞きしたいと思います。

先ほど松井部長からのご説明ではファストパス、これは確かに国が提供している支給サービスというところ、これが岬町は条件に合致しないからちょっと導入が難しいですというご説明がありましたけれども、確かに現状のやり方は確認書を送付して、意向確認を返送してもらって、それで支給するというところで、これで国のそういったサービス使うというものだけではなくて、いろいろ資料を見ていたら、自治体独自のオンライン申請を活用したりとか、公式LINEを使ってとかというところで、確認書にQRコードとかを入れて、それで返送するというここを短縮するというところで、できるだけ給付を早く実現している自治体もあるようです。そうなったときに、国のそのサービスを使わずとも、岬町もオンライン申請がいくつか導入されているので、

それを活用することで給付というところを早くできる手だてがあるのではないかというふうに少し思ったのですけれども、この辺について検討は何かされているのか、そういったことができないのかというところを最後に分かる範囲で回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しゃわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しゃわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今回国が提供する給付支援サービスについては、条件に合致しなかったということで答弁させていただきましたが、今谷地議員言われましたように町独自のオンライン申請も利用できるということでございます。ただ、今回このシステムを導入するに当たって、今後それが今回のシステムに合致するようなシステムを構築するには、日程的に、また費用面についても、難しいというふうに考えております。

今後そういった町独自のオンライン申請を利用して給付を進めることがあれば、事前にそういったことも想定した上で、どれぐらいの日数がかかって、どれぐらい費用がかかるかというようなところを十分検討の一つに上げる必要があると思っています。今回については、日程面と費用面について難しいというところで、今までどおりのシステム改修ということにしたところでございますので、ご理解をお願いします。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第9次)について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時18分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年1月30日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 谷 崎 整 史

議 員 出 口 実